

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 10 月 16 日

京都府流域下水道事務所長 岸 田 二 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

分光光度計 1 式

(2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）

(4) 納入場所

木津川上流浄化センター 相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

(2) 仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 10 月 16 日（月）から令和 5 年 10 月 26 日（木）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、

(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4・5・6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「薬品・理化学機器類」一小分類「計測・理化学機器」

(3) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 1 の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者と認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 確認申請書（様式1）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 納入実績表（様式2）

1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を数件記入すること。

なお、規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間の国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）に対する納入実績を2件以上記入すること。

エ 返信用封筒（一般競争入札参加資格確認通知書の返信用）

第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間（日曜日及び土曜日を除く。）中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(5) 確認通知

入札参加資格を確認した後、令和5年10月31日（火）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質疑書（様式3）に要点を簡潔かつ明確に記載し、令和5年10月26日（木）午後4時までにファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、令和5年10月31日（火）までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和5年11月2日（木）午後2時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

ア 入札者は、入札書（様式4）を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（様式5）を提出することとする。この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、必要事項を全て記入して封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「分光光度計 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。ただし、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合は、入札を中止することがある。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。また、入札時刻に遅れたときは入札に参加することができない。

キ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「分光光度計 1式」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てるこ

とはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わるできない。

ア 公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(9) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、速やかに再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

イ 当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札は、(2)から(9)までの方法により行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 同等品の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 同等品申請は 5 の(1)の期限に行うこととし、当該申請の受付・回答については、5 の例によるものとする。

イ 当該申請により承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないものとし、同等品以外のもので入札をした者の入札は、6 の(8)のケに掲げる無効入札に該当するものとする。

(3) 落札者は、落札後 7 日以内に契約関係書類等を提出しなければならない。